に告示にた額が新上回る額額

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第１の６国内基準に係る単体自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第１の６記載上の注意８中「（平成18年３月31日から平成19年３月30日までの間は40%、平成19年３月31日から平成20年３月30日までの間は30%）」を削り、同様式第２の表中

リース債務	

を

リース債務 資産除去債務	

に改め、同様式第２記載上の注意１中⑯を⑲とし、⑷から⑮までを⑺から⑱までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第二号第２の表中

リース債務	

を

リース債務 資産除去債務	

に改め、同様式第２記載上の注意１中⑫を⑮とし、⑷から⑾までを⑺から⑭までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第二号の二第２の表中

リース債務	

を

リース債務 資産除去債務	

に改め、同様式第２記載上の注意１中⑫を⑮とし、⑷から⑾までを⑺から⑭までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第三号第１の７の表中「政府短期証券」を「国庫短期証券」に改め、同様式第１の13国際統一基準に係る単体自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第１の13国内基準に係る単体自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセッ	
オペレーショナル・相当額調	

ト調整額		
リスク整額		

に改め、同様式第１の13記載上の注意８中「（平成18年３月31日から平成19年３月30日までの間は40%、平成19年３月31日から平成20年３月30日までの間は30%）」を削り、同様式第２の表中

リース債務	

を

リース債務 資産除去債務	

に改め、同様式第２記載上の注意１中㉗を㉚とし、⑷から㉖までを⑺から㉙までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第三号の二第１の７の表中「政府短期証券」を「国庫短期証券」に改め、同様式第１の14国際統一基準に係る単体自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を